

ヤングケアラーへの支援について

【特定所管事務調査最終報告】

令和5年9月1日

教育民生常任委員会

委員長	鐘ヶ江	礼生奈	副委員長	中村	豊
委員	直井	誠巳	委員	間宮	美知子
委員	岡本	昌弘	委員	小林	芳子

報告書

1 はじめに

つくばみらい市議会教育民生常任委員会において、特定所管事務調査として下記の項目について、調査を行った結果、以下のように報告する。

2 調査事項

ヤングケアラーへの支援について

3 調査目的

ヤングケアラーとは病気や障がいのある家族・親族の介護や、それによるきょうだいの世話など本来の子どもができるお手伝いの範囲を超えて、大人が担うケアを日常的に行っている 18 歳未満の子どもである。過度なケアが長期間行われると、心身に大きな負担や、遅刻や欠席の増加など学校生活や進学への影響を及ぼすような生活環境ということに本人が気づいていない事が多い。そのため、行政や学校、関係機関など周囲が気づきヤングケアラーへ適切な支援をすることが必要となることから、実態の把握やどのように支援していくべきかを調査研究し、報告する。

4 調査について

【第1回】

教育民生常任委員会

日 時：令和4年12月7日（水）午後1時29分開会

場 所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員6人、保健福祉部長、教育部長、こども課職員、教育指導課職員、事務局職員

議 題：ヤングケアラーへの支援について

《協議内容》

執行部から本市の「ヤングケアラーへの支援について」の概要説明を受け、ヤングケアラーを早期に発見するための対応状況や各所の連携体制について質疑を行った。

ヤングケアラーへの支援について埼玉県議会及びさいたま市へ行政視察を実施することに決定した。

【第2回】

行政視察

日 時：令和5年1月18日（水）

視察場所：埼玉県議会

出席者：委員6人、こども課職員、教育指導課職員、事務局職員

視察項目：ヤングケアラーへの支援について

【第3回】

行政視察

日 時：令和5年1月18日（水）

視察場所：さいたま市

出席者：委員4人、こども課職員、教育指導課職員、事務局職員

視察項目：ヤングケアラーへの支援について

【第4回】

教育民生常任委員会

日 時：令和5年1月31日（火）行政視察帰庁後

場 所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員6人、事務局職員

議 題：ヤングケアラーへの支援について

《協議内容》

「埼玉県議会」及び「さいたま市」の行政視察について、委員間で意見交換を行った。

【第5回】

教育民生常任委員会

日 時：令和5年3月8日（水）午後1時30分開会

場 所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員6人、事務局職員

議 題：ヤングケアラーへの支援について

《協議内容》

5月10日（水）、5月11日（木）に長野県伊那市及び長野市へ県外行政視察を実施することに決定した。

【第6回】

教育民生常任委員会

日 時：令和5年4月25日（火）午前10時01分開会

場 所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員6人、事務局職員

議 題：ヤングケアラーへの支援について

《協議内容》

長野県伊那市及び長野県長野市の県外行政視察について最終確認を行った。

【第7回】

行政視察

日 時：令和5年5月10日（水）

視察場所：長野県伊那市

出席者：委員6人、おやこ・まるまるサポートセンター職員、教育指導課職員、事務局職員

視察項目：ヤングケアラーへの支援について

【第8回】

行政視察

日 時：令和5年5月11日（木）

視察場所：長野県長野市

出席者：委員6人、おやこ・まるまるサポートセンター職員、教育指導課職員、事務局職員

視察項目：ヤングケアラーへの支援について

【第9回】

教育民生常任委員会

日 時：令和5年6月9日（金）午後1時30分開会

場 所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員6人、事務局職員

議 題：ヤングケアラーへの支援について

《協議内容》

「長野県伊那市」及び「長野県長野市」の行政視察について、委員間で意見交換を行った。

これまでの行政視察等の調査・研究を踏まえ、執行部へ提言する内容について、委員間で意見交換を行った。

【第10回】

教育民生常任委員会

日 時：令和5年7月20日（木）午前10時00分開会

場 所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員6人、事務局職員

議 題：ヤングケアラーへの支援について

《協議内容》

所管事務調査最終報告について、委員間で意見交換を行った。

【第11回】

教育民生常任委員会

日 時：令和5年8月8日（火）午前10時00分開会

場 所：谷和原庁舎 全員協議会室

出席者：委員6人、事務局職員

議 題：ヤングケアラーへの支援について

《協議内容》

所管事務調査最終報告について、委員間で意見交換を行った。

最終報告書の協議を行い、第3回定例会で議長に提出することに決定した。

＜調査によって判明したこと＞

はじめに、市内ヤングケアラーの実態を把握するため、担当課から聞き取り調査を行った。

市では、すべての市内小中学校に対し「ヤングケアラー」に関するアンケート調査を独自で実施した結果、ヤングケアラーと思われる子どもが「いない」と答えた学校は10校。「いる」と答えた学校は4校。そのうち、「お手伝いの範囲なのか分からない。」「料理、掃除、洗濯などの家事を行っている。」「家族の通訳をするため病院への付添いや、弟妹の面倒を見ている。」との内容だった。支援が必要だと思われる子どもへの対応は、学校側は、すべての小中学校に配置されているスクールカウンセラーや、茨城県から希望校へ派遣しているスクールソーシャルワーカーにつなぎ家庭との連携をとり、生活アンケートや教育相談を定期的実施している。また、アンケートからは、家庭内のことで問題が表に出にくく実態把握が難しい。また、不登校やいじめなどに比べ緊急度が高くないため実態把握が後回しになっている。教職員がヤングケアラーの知識を持つことは大切である。などの声があった。

茨城県が実施したヤングケアラー実態調査によると、世話をしている家族がいると回答した小学6年生が9.6%、中学生が4.5%、全日制高校生が3.6%だった。「ケアについて誰にも相談した経験がない」と回答したのは5～7割程度でヤングケアラーが表面化しにくい状況が浮き彫りとなった。

次に、全国初「ケアラー支援条例」を議員提案条例で制定された埼玉県議会で調査を行った。埼玉県議会では、介護者のストレスや介護による離職、自殺が問題となっていたため社

会的・政策的な支援が必要と考え、ケアラー支援条例案を議会提出した。条例の中には、適切な教育の機会を確保して心身の健やかな成長等が図られるようにするため「ヤングケアラーに関わる関係機関の役割」も条例に加えている。また、埼玉県ケアラー支援計画「基本目標」の中の「ケアラーを支えるための啓発・広報の推進」により認知度が17%から70%にも上がった。その他、全市町村に総合相談窓口やアドバイザーを設置し、教育関係者への研修や、教育と福祉の連携体制も強化している。学校における支援の取組としては、県内すべての高校2年生にアンケート調査を行いヤングケアラーの実態把握や本人が望むサービスについて把握し、ヤングケアラーハンドブックの活用や、元ヤングケアラーによる体験談などの講演・教育福祉合同研修会などを通して児童生徒や学校教職員及び関係機関に対して理解促進に取り組んでいる。

次に、さいたま市では、ケアラー支援条例制定に向けて、ヤングケアラー実態調査を実施して部局横断的な検討を行うため「ケアラー・ヤングケアラー支援に向けた検討プロジェクトチーム」を設置し、支援に向けた方向性や、学校（教育委員会）と市長部局の連携や条例案の方向性など条例制定に向けて検討した。条例制定前後の実態調査の結果を比較してみると、「お世話をしている家族やきょうだい」の人数が条例制定後の方が減少しており、生徒に対してヤングケアラーの定義を明確に示すとともに正しい理解を広めていく事が重要であり、「ヤングケアラー」と「発達段階に即した家庭における自らの役割」という2つの側面を明らかにすることが肝要であることが分かった。今後の具体的な支援については、教職員が児童生徒と面談し校内における支援とともに関係機関との連携することや、教職員等が理解を深められるように専門職の研修を実施していくなど、児童生徒に最も身近な教職員への対応がヤングケアラー支援につながると考えられる。さいたま市の具体的な支援としては、訪問支援事業において支援員を派遣し、ヤングケアラー自身の負担軽減や余暇時間の確保等のため家事やきょうだいの世話、家族の介護等のサービスを行っている。

次に、長野県伊那市の0歳から18歳までの子どもの総合相談窓口「子ども相談室」では、虐待通告をはじめ家族・地域・学校また子どもたちから寄せられる相談内容に応じて、家庭の抱えている状況を理解し、問題の背景や原因を一緒に考え、子どもにとってより適した養育環境を整えていくため、各関係機関と連携しチームで支援している。その中でも児童虐待に対する通報や相談も多く、保護者、若しくはその子どもを一定時間（期間）家族の代わりに見守りを行う「在宅における養育支援事業」にも取り組んでいる。また、ヤングケアラーを早期発見・把握した場合、関係機関・団体等と連携してつなぎを行う「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置して、ヤングケアラーに関する相談に対し、家庭状況に応じて助言を行い適切な福祉サービスや必要な支援につなげる「ヤングケアラー支援体制強化事業」を実施している。学校での取組では、教職員がヤングケアラーに関する理解を深めることで支援の必要性のある児童生徒の早期把握につなげることが重要として、児童虐待に対しての危機意識や子どもの権利擁護及び虐待の未然防止対応策について周知徹底を図るため研修会を実施し、教職員のための「児童虐待対応の手引き」を活用している。そのほか、子育て

て世帯訪問支援事業（ヘルパー訪問事業）でもヤングケアラーがいる家庭にも対応し、児童虐待防止推進の一環として児童生徒向けに相談や問い合わせ先を掲載した「SOS カード」を作成し小学生高学年を対象に配布するなどの取組を行っている。

次に、長野県長野市では、年齢を区切ることなくケアを担う若い世代へ支援したいという意図をもって「子ども・若者ケアラー」として概ね 30 歳代までの若者を支援の対象とした。まず、「子ども・若者ケアラー市内プロジェクトチーム」を発足し、相談・支援窓口の設置、ケアラー支援ネットワークの設置及び交流と情報交換の場の設置検討を行った。

また、身近な人への理解促進や社会的認知度向上のため、元ヤングケアラーの方を講師に招いた講演や市職員・教育関係者向け研修会や、市議会議員や民生委員など地域支援者向けの研修会を行っている。今後の取組として、相談窓口へコーディネーターを配置し学校訪問等により早期発見・把握に努め状況により必要な支援へつなげていく。また、小中高生を中心に幅広く、悩みや経験を共有し情報交換ができる交流の場づくりでヤングケアラーの発見や支援につなげていく。また、中高生向けのケアラーに関する研修会でケアラー本人が自覚し前向きになれるように取り組んでいくと伺った。

そのほか、寄付型自動販売機を設置し、自動販売機の売り上げの一部が市の子育て支援事業に寄付されることで市民の理解促進と意識の醸成を図っており、令和 5 年度は「ヤングケアラー支援事業」に充当予定としている。購入時には市長の声でお礼のメッセージが流れる工夫も見られた。

5 課題

家族の介護や世話をを行うヤングケアラーは、日常的なことであるため「通常は大人が担うようなレベルの責任を引き受けている」ことに本人がヤングケアラーだと認識していないことが多いため、表面化しないことが問題である。また、周囲からも「子どもの手伝いくらい当たり前」、「きょうだいのお世話をするのは普通である」などの考えが根強く、未だヤングケアラーの認知度も低い。

ヤングケアラーは、以下のように多岐にわたって子どもの将来に影響を及ぼす可能性があるため、社会的及び政策的支援が必要である。

- ・ 家族生活における親子関係の問題
- ・ 不登校や学力低下などの教育問題
- ・ 進学や就職等の将来的不安
- ・ 社会的に孤立する問題
- ・ 貧困や低所得など経済的問題

6 まとめ

ヤングケアラーにとって家族をケアする事は日常的な生活であり、ヤングケアラー自身の自覚がないことが多い。そのため、自ら支援してほしいと相談する事もないため、周囲からの気づきが必要である。勉強や受験進学のこと、部活動や友達と遊ぶこと、自分だけの時間を持つこと、子どもらしく自由に夢を描くことを諦めずに生活できるように、介護や福祉、教育機関など、子どもの様子を様々な視点からヤングケアラーを把握し、重層的な支援が早急に必要である。

以上のことから下記の提言をする。

7 提言

下記のとおり提言する。

- ・ヤングケアラー・コーディネーターを配置した専門的な相談窓口（オンライン相談も含む）を設置すること
- ・行政や学校及び民間を含む関係機関などの重層的支援が必要なため、ヤングケアラープロジェクトチームを設置すること
- ・ヤングケアラー本人や子ども達、保護者、行政・教職員、地域支援者など積極的に研修会や広報啓発を行い、ヤングケアラーへの認知度向上及び早期発見に努めること
- ・ヤングケアラーは関係機関の役割を明確にし、全庁をあげて支援が必要となるため、市独自の条例制定について検討すること

特定所管事務調査の提言に対する回答については、進捗状況に応じて、原則半年又は1年後に報告すること。